十九　室内照明灯
二十　緊急自動車の警光灯
二十一　道路維持作業用自動車の灯火
二十二　自主防犯活動用自動車の青色防犯灯
二十三　火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火
二十四　旅客自動車運送事業用自動車の非常灯
二十五　緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示するための電光表示器
二十六　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器
二十七　アンサーバック機能を有する灯火
二十八　走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）
二十九　車室外乗降支援灯（乗員の乗り降り等を支援するための補助的照明として使用される灯火をいう。以下同じ。）

13・14　（略）

15　アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。

一　（略）

二　二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあっては、次に掲げる要件に適合するものとする。

イ　すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること

ロ・ハ　（略）

（後写鏡等）

第68条　自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡及び後方等確認装置の当該後写鏡及び後方等確認装置による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる装置の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　次号の自動車以外の自動車に備える後写鏡及び後方等確認装置　次のイ及びロに掲げる装置の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める基準

イ　協定規則第46号の規則15. 2. 4. に規定された視界を得るための後写鏡及び後方等確認装置　協定規則第46号の規則6. 1. から6. 3. (6. 3. 1. 1. 中記号の表示に係る部分を除く。)並びに16. (16. 1. 1. 、16. 1. 5. から16. 1. 6. まで及び16. 2. 3. を除く。)に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第46号の規則6. 1. 1. 2. ⒜、6. 1. 1. 3. 及び6. 1. 1. 5. (専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものにあっては規則6. 1. 1. 3. 及び6. 1. 1. 5.)並びに6. 3. 1. 1. (記号の表示に係る部分に限る。)に定める基準は適用しないものとし、協定規則第46号の規則6. 1. 2. 2. 4. 2. の規定中「1200㎜」とあるのは「600㎜」と、協定規則第46号の規則6. 3. 1. 1. の規定中「２m以上」とあるのは「1.8m超」と、「２m未満」とあるのは「1.8m以下」とそれぞれ読み替えるものとする。

13・14　（略）

15　アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。

一　（略）

二　二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあっては、次に掲げる要件に適合するものとする。

イ　すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること

ロ・ハ　（略）

（後写鏡等）

第68条　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第１項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の規則6. 2. 、6. 3. (6. 3. 1. 1. 中記号の表示に係る部分を除く。)及び16. (16. 1. 1. 、16. 1. 5. から16. 1. 6. まで及び16. 2. 3. を除く。)に定める基準とする。

（新設）